長野県中山間地域農業直接支払事業対象地域（第６期対策）

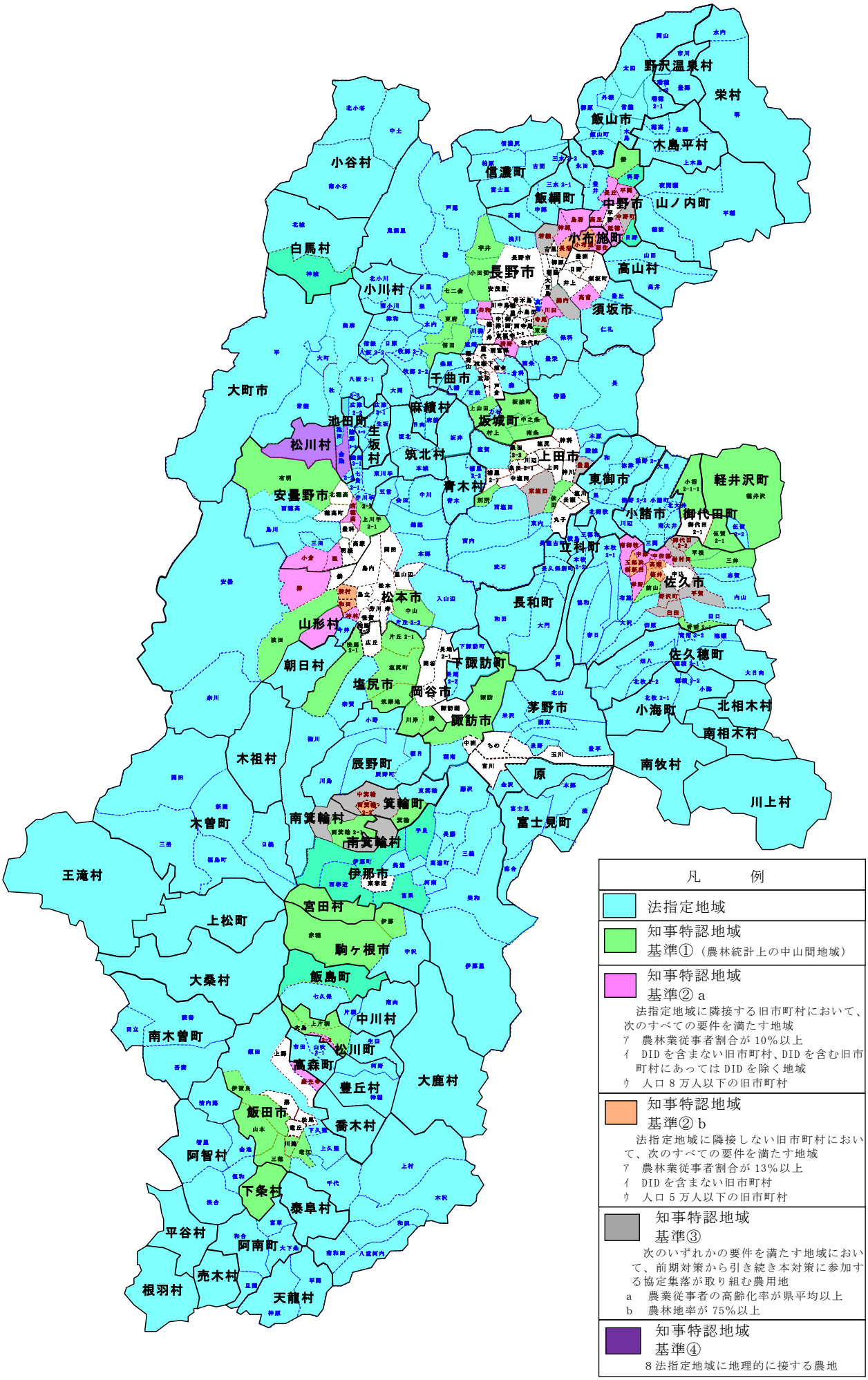

凡　　例

- 法指定地域
- 知事特認地域
  基準①（農林統計上の中山間地域）
- 知事特認地域
  基準②ａ
  法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域
  ア　農林業従事者割合が 10%以上
  イ　DID を含まない旧市町村、DID を含む旧市町村にあってはDID を除く地域
  ウ　人口８万人以下の旧市町村
- 知事特認地域
  基準②ｂ
  法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域
  ア　農林業従事者割合が 13%以上
  イ　DID を含まない旧市町村
  ウ　人口５万人以下の旧市町村
- 知事特認地域
  基準③
  次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地
  ａ　農業従事者の高齢化率が県平均以上
  ｂ　農林地率が 75%以上
- 知事特認地域
  基準④
  ８法指定地域に地理的に接する農地